

○茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付要綱

平成30年3月12日

告示第82号

改正 令和2年3月27日告示第99号

令和3年3月29日告示第97号

令和3年5月28日告示第148号

最近改正 令和5年3月29日

告示第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内製造業等の中小企業者における経済社会情勢の変化又はDX及びGXに対応した労務環境改善及び競争力強化（以下「労務環境改善等」という。）の取組を促進し、もって地域の強みである製造業の付加価値の向上及びデジタル技術関連の産業集積を図るため、市内製造業等の中小企業者の設備投資等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当するもので、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、別表第1に定める事業を主たる事業として営むものをいう。
- (2) 大企業 前号に規定する中小企業者より規模の大きい企業をいう。
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- (4) 市内中小企業者 市内に主たる事業所を有する中小企業者をいう。
- (5) 労務環境改善設備 開発又は生産を営む過程で生じる臭気、騒音その他従事者に対する負荷を軽減させるために設置する器具、工具、機械、装置、ソフトウェア又は建物付属設備（以下「設備等」という。）をいう。
- (6) 競争力強化設備 既存製品の生産性の向上、生産品の変更又は新製品の開発又は生産のために設置する設備等で直接に事業の用に供するものをいう。
- (7) DX（デジタルトランスフォーメーション） 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客及び社会のニーズを基に、製品、サービス及びビジネスモデルを変革するとともに、業務プロセス、組織並びに企業文化及び風土を変革し、並びに競争上の優位性を確立する効果が期待されるものをいう。
- (8) GX（グリーントランスフォーメーション） 企業がカーボンニュートラル（二酸化

炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とを均衡させることをいう。)の実現に向けた取組を成長の機会ととらえ、温室効果ガスの排出源となる燃料や電力の再生可能なエネルギーへの転換等を通じて、業務プロセス、組織並びに企業文化及び風土を変革し、並びに競争上の優位性を確立する効果が期待されるものをいう。

(補助交付対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる者は、市内中小企業者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) みなし大企業
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)滞納者及び市税未申告者
- (3) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内中小企業者が労務環境改善設備若しくは競争力強化設備を購入し、当該市内中小企業者が市内に所有し、若しくは賃借して使用する事業所に設置(以下「設備投資」という。)を行う事業(以下「設備投資事業」という。)又はDX又はGXに関する専門家の指導を受ける事業(以下「指導受入事業」という。)とする。ただし、次に掲げる場合は補助の対象としない。

- (1) 市、国、他の地方公共団体その他公共団体から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けようとしている、又は受けた場合
- (2) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われようとしており、その区別が困難である場合
- (3) 現に設置されている設備等と同一又は同等性能の設備等に取り換える等補助対象事業による労務環境改善等の効果が認められない場合
- (4) 設備投資事業を行う事業所を住居と併用している場合であって、当該事業所と住居部分の区分が明確でない場合又は設備を設置する場所が専ら事業の用に供する場所と認められない場合
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けて設置した設備等を取り換える場合又は同一の内容とみなされる指導受入事業に対してこの要綱による補助金の交付を受けた場合

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付対象経費、補助率等は、別表第2に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の対象経費、補助率及び補助限度額の欄に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の市内中小企業者について当該年度において別表第2に掲げる事業ごとにそれぞれ1回限りとする。

(事前相談)

第6条 補助金(設備投資事業に限る。)の交付を受けようとする者は、あらかじめ、茅

野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金事前相談申込書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出し、事業に関する事前の相談を行わなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 労務環境改善・競争力強化促進事業計画書（様式第2号）
 - (2) 法人登記簿謄本又は定款の写し
 - (3) 直近の決算書類
 - (4) 会社概要を明らかにした書類
 - (5) 設置する設備等の仕様等が分かる製品カタログ等
 - (6) 設備投資を行う場所が分かる図面
 - (7) 設備投資を行う場所の現況写真
 - (8) 購入先事業者の所在地等が分かる書類
 - (9) 見積書の写し
 - (10) 直近の市税の納税証明書
 - (11) その他市長が認める書類
- （交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める日までに、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付申請書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 前条各号に規定する書類
 - (2) DX又はGXに関する専門家の指導受入に係る仕様書の写し
 - (3) 前号に係る見積書の写し
 - (4) 指導を行う者がDX又はGXに関する専門性を有することがわかる書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金変更承認申請書（様式第5号）に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第10条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金変更承認決定書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告書）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、茅野市製造業等労務環境改善・競争

力強化促進補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- (1) 設備投資後の現況及び稼働状況が分かる写真
- (2) DX又はGXに関する専門家の指導受入に係る契約書類の写し
- (3) 経費の支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（現地調査等）

第14条 市長は、茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金に関し必要があると認めるときは、補助対象者に対して現地調査、書類の提出等を求めることができる。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

（財産処分の制限）

第16条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した労務環境改善設備又は競争力強化設備について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認申請を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第8条の交付決定通知を受けた日の属する年度の末日から5年を経過したとき、又は他の市内中小企業者が当該事業所及び設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りでない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（令和3年度の特例措置）

- 2 令和3年度における競争力強化設備（AI・IoT等の活用に関するものに限る。）の購入費に係る第5条の規定の適用については、別表第2補助限度額の欄中「55万円」とある

のは「65万円」と、「45万円」とあるのは「55万円」とする。

附 則（令和2年3月27日告示第99号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の茅野市製造業労務環境改善等設備投資促進補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日告示第97号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和5年3月29日告示第94号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の茅野市製造業等労務環境改善・競争力強化促進補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

日本標準産業分類の分類	大分類E（製造業） 大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち中分類72（専門サービス業（他に分類されないもの））の726（デザイン業）、中分類74（技術サービス業（他に分類されないもの））の743（機械設計業）
-------------	--

備考 デザイン業は、製造業に関するデザインを主たる事業とするものに限る。

別表第2（第5条関係）

事業	対象経費	補助率	補助限度額
設備投資事業	労務環境改善設備の購入費（1台又は1基の取得価格が10万円（消費税相当額は除く。）以上のものに限る。）	20%以内（市内に事業所を有する事業者から購入した場合）	1 市内中小企業者に交付する補助金は、合計55万円（市外に事業所を有する事業者から購入した設備については、合計45万円）
		18%以内（市外に事業所を有する事業者から購入した場合）	

	競争力強化設備の購入費（1台又は1基の取得価格が30万円（消費税相当額は除く。）以上のものに限る。）	10%以内（市内に事業所を有する事業者から購入した場合） 9%以内（市外に事業所を有する事業者から購入した場合）	を限度とする。
指導受入事業	DX又はGXに関する専門家の指導を受ける経費	50%以内	1 市内中小企業者に交付する補助金は、合計10万円を限度とする。

備考

- 1 補助対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出したものに限る。
- 2 次に該当する費用は補助対象経費としない。
 - (1) 汎用性の高いパソコン等の購入
 - (2) ソフトウェアの更新（専用のソフトウェアの新規導入、又は生産管理システムを新規に導入し、労務環境改善等の効果を証明できる場合であって、市長が認めるときは除く。）
 - (3) 設備等の運搬、設置及び工事
 - (4) 既存の設備等の撤去